2026年5月8日

株　主　各　位

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　深山友晴
（コード番号：8570　東証プライム）

「電子提供措置事項」の一部訂正について

2026年5月1日付けにてご提供した当社「第45期定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項」につきまして、一部訂正すべき事項がございました。本件発生につきお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

記

【訂正箇所】（訂正内容は下線を付して表示しております。）

電子提供措置事項　２～６ページ

正）	誤）
業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要 （１）業務の適正を確保するための体制 当社は、当社およびその子会社等からなる企業集団（以下、当社グループ）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況を評価するとともに、必要な改善措置を講じることとする。 ①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 （ｖ）当社および子会社は「個人情報保護方針」に基づき、社則を定め顧客情報保護の徹底を図る。 ③損失の危険の管理に関する社則その他の体制	業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要 （１）業務の適正を確保するための体制 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況を評価、必要な改善措置を講じることとする。 ①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 （ｖ）当社および子会社は「個人情報保護方針」に基づき、社則を定め個人情報保護の徹底を図る。 ③損失の危険の管理に関する社則その他の体制

(ⅲ)子会社各社は、日本および各国の法令等に基づく自己資本比率等の規制について管理の在り方を文書化し、適切な自己資本および自己資本比率の確保を行う。	(ⅲ)子会社各社は各国の法令等に基づく自己資本比率等の規制について管理の在り方を文書化し、適切な自己資本および自己資本比率の確保を行う。
④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (ⅱ)取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務分掌・決裁権限規則」に基づいて権限が委譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。(省略)	④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (ⅱ)取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務分掌・決裁権限規則」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。(省略)
⑤当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (ⅰ)当社の子会社および関連会社(以下、子会社等)に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規則」を定め、同規則に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。(省略)	⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (ⅰ)当社の子会社および関連会社(以下、「子会社等」という。)に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規則」を定め、同規則に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。(省略)
(ⅱ)当社グループの内部監査機能を統括する内部監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。	(ⅱ)当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じて当社グループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。
⑥ 監査役の職務を補助する使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (ⅰ)監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の職務を補助する専任の使用人(補助使用人)を配置する。	⑥ 監査役の職務を補助する使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (ⅰ)監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人(補助使用人)を配置する。
⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (ⅰ)常勤監査役は、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録および決裁書類等の重要な文書を常時閲覧することができる。	⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (ⅰ)常勤監査役は、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録および決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 当社では、当事業年度(45期)における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内	(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 当社では、当事業年度(45期)における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内

部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。また、３ラインディフェンスによる管理態勢および、子会社ガバナンス態勢の見直しを図り、さらなる内部統制システム強化に取り組んでおります。財務報告に係る内部統制についても、2025 年 7 月 31 日に開示した過年度の有価証券報告書等および決算短信の訂正に関連して提出した訂正内部統制報告書に記載した開示すべき重要な不備の是正をはじめ、財務報告の信頼性確保に取り組んでおります。	部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。また、３ラインディフェンスによる管理態勢、子会社ガバナンス態勢の見直しを図り、さらなる内部統制システム強化に取り組んでおります。
なお、当社は、「AFS コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、本ガイドラインにおいて、内部統制システムの整備に関し、業務の適正を確保することについて記載しています。 当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。 ①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することの確保 定例取締役会並びに臨時取締役会を計 24 回開催しました。また、内部統制推進委員会を 16 回開催し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、経営監査部を設置しており、監査およびモニタリングの結果については、定期的に取締役会に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。 「取締役会規則」、「決裁伺い規程」、「文書管理規程」等の社則を整備し、適切に記録を保存・管理し機密情報漏洩を防止するとともに「個人情報保護方針」に基づく個人情報の保護に努めています。 当事業年度において、当社の連結子会社となったベトナムのファイナンス会社に関し、PMI 推進の過程で持分取得前の不適切な会計処理が行われていた事実が明らかになった事案を踏まえ、全社的な内部統制（リスク評価）および決算・財務報告プロセスの一部に整備および運用面の不備が、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、2025 年 7 月 31 日に、関東財務局長へ訂正内部統制報告書を提出致しました。以降当社は、再発防止策の策定・実践を通じて、開示すべき重要な不備の是正に全社を挙げて取り組みました。 ②リスク管理態勢	なお、当社は、「AFS コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、本ガイドラインにおいて、内部統制システムの整備に関し、業務の適正を確保することについて記載しています。 当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。 ①取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することの確保 定例取締役会並びに臨時取締役会を計 20 回開催しました。また、内部統制推進委員会を 15 回開催し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、経営監査部を設置しており、監査およびモニタリングの結果については、定期的に取締役会に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。 「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則を整備し、適切に保存・管理し機密情報漏洩を防止するとともに「個人情報保護方針」に基づく顧客情報の保護に努めています。 ②リスク管理態勢

（前文省略）2025 年度は災害対応訓練を計５回（内、２回はイオングループ全体訓練）実施しました。（省略） ③コンプライアンス体制 （前文省略）「AFS グループコンプライアンス基本方針」 （前文省略） 当社の役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念等の共有を目的とした研修を年１回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。当社グループの子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを定め、進捗のモニタリングを内部統制推進委員会へ報告しています。（省略） ⑤監査役の監査が実効的に行われることの確保等 当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役室を設け、監査役の業務を補助する専任の使用人を複数名配置するなど、必要な環境整備を行っております。当該使用人は、監査役の指揮命令の下で、監査役会運営をはじめとする監査役の各種業務を補助しており、監査役室の組織変更および当該使用人の人事については、あらかじめ監査役の同意を得ることとしています。また、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会等の重要な会議体に監査役が出席できる体制を整えるとともに、監査役から求められた重要書類については、適切に閲覧できるようにしています。さらに、監査役会等において、内部監査部門責任者から内部監査の実施状況等について報告を行うなど、情報交換の機会を設けています。また、常勤監査役は、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的に開催しています。	（前文省略）2024 年度は災害対応訓練を計５回（内、２回はイオングループ全体訓練）実施しました。（省略） ③コンプライアンス体制 （前文省略）「AFS（イオンフィナンシャルサービス）グループコンプライアンス基本方針」 （前文省略） 当社の役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念等の共有を目的とした研修を年１回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。当社グループの子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを定め、進捗状況のモニタリング状況を内部統制推進委員会へ報告しています。（省略） ⑤監査役の監査が実効的に行われることの確保等 「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は取締役会に出席することに加え、経営会議や内部統制推進委員会に出席するとともに、国内外子会社への往査を通じて、監査の実効性を高めております。原則毎月開催する監査役会において監査部門責任者より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行っています。また、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的に開催しています。

【本件に関するお問い合わせ先】
イオンフィナンシャルサービス株式会社
03-5281-2080（平日 9:00～17:00）